



# 佐賀県公報

平成17年  
3月7日  
(月曜日)  
第12576号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(二〇四・長寿社会課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(二〇五・)	三
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(二〇六・)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更	(二〇七・)	五
○	(二〇八・)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更	(二〇九・)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更	(二一〇・)	五
○佐賀県土地利用対策指導要綱実施要領の一部改正	(二一一・土地対策課)	六
○道路の区域の変更	(二一二・道路課)	六
○道路の区域の変更	(二一三・)	六
○道路の供用開始	(二一四・)	七
○県営城西地区土地改良事業計画変更決定	(農地整備課)	七
○土地改良事業の工事の完了	( )	七

## ○ 告示

### ●佐賀県告示第百四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護唐津事業所

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所

所在地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七

サービスの種類 指定訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護肥前事業所

所在地 唐津市肥前町入野甲千七百三番地

四 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

サービスの種類 指定訪問介護

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護鎮西事業所

所在地 唐津市鎮西町名護屋千五百三十番地

サービスの種類 指定訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護呼子事業所

所在地 唐津市呼子町呼子三千百二十八番地一

サービスの種類 指定訪問介護

六 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字福田千三百十二番地一

サービスの種類 指定訪問介護

七 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問入浴介護唐津事業所

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

サービスの種類 指定訪問入浴介護

八 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市寿光園デイサービスセンター

所在地 唐津市巖木町岩屋五百三十番地一

サービスの種類 指定通所介護

九 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市デイサービスセンターきたはた

所在地 唐津市北波多田中九百二十三番地

サービスの種類 指定通所介護

十 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所

所在地 唐津市肥前町万賀里川九百五十三番地十

## サービスの種類 指定通所介護

十一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会通所介護鎮西事業所

所在地 唐津市鎮西町打上三千八十一番地

サービスの種類 指定通所介護

十二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市宝寿荘デイサービスセンター

所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三

サービスの種類 指定通所介護

十三 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

サービスの種類 指定通所介護

十四 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日  
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市特別養護老人ホームちぐさの

所在地 唐津市北波多田中九百七番地一

サービスの種類 指定短期入所生活介護

十五 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 唐津市

所在地 唐津市西城内一番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市特別養護老人ホーム宝寿荘ショートステイ

所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三

サービスの種類 指定短期入所生活介護

●佐賀県告示第百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援唐津事業所

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

<p>二 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会                  所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援北波多事業所                  所在地 唐津市北波多徳須恵千九十七番地七</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 唐津市                  所在地 唐津市西城内一番一号</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市北波多在宅介護支援センター                  所在地 唐津市北波多田中九百二十三番地</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会                  所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援肥前事業所                  所在地 唐津市肥前町万賀里川九百五十三番地十</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会                  所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援鎮西事業所</p>	<p>(一) 所在地 唐津市鎮西町名護屋千五百三十番地</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 唐津市                  所在地 唐津市西城内一番一号</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市宝寿荘居宅支援事業所                  所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会                  所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会                  所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一</p>
<p>●佐賀県告示第百六号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地                  名称 唐津市                  所在地 唐津市西城内一番一号</p> <p>(三) 事業所の名称及び所在地                  名称 唐津市特別養護老人ホームちぐさの</p>	

<p>●佐賀県告示第百八号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	指定通所介護	名称	所在地	変更年月日
	旧	新	旧	新
	ダイサービスセンター 作礼荘	唐津市相知町中山三五 四四番地一	唐津市相知町中山三五 五二番地	平成一七・二・七

<p>●佐賀県告示第百七号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	サービスの種類	名称	所在地		変更年月日	
			訪問介護	名称		所在地
			訪問入浴介護	名称		所在地

<p>●佐賀県告示第百十号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	指定通所介護	名称	所在地	変更年月日
	旧	新	旧	新
	宅老所ひまわり	佐賀郡川副町大字鹿江 八六九番地一	佐賀郡川副町大字犬井 道三五七番地	平成一七・三・一

<p>●佐賀県告示第百九号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	サービスの種類	名称	所在地		変更年月日	
			訪問介護	名称		所在地
			訪問入浴介護	名称		所在地

<p>●佐賀県告示第百七号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	サービスの種類	名称	所在地		変更年月日	
			訪問介護	名称		所在地
			訪問入浴介護	名称		所在地

<p>●佐賀県告示第百七号</p> <p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。</p> <p>平成十七年三月七日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	サービスの種類	名称	所在地		変更年月日	
			訪問介護	名称		所在地
			訪問入浴介護	名称		所在地

名称	作礼荘在宅介護支援センター		所在地	変更年月日
	旧	新		
	地	唐津市相知町中山三五二番	唐津市相知町中山三五四番地一	平成一七・二・七

●佐賀県告示第百一十一号  
佐賀県土地利用対策指導要綱実施要領(昭和四十八年佐賀県告示第四百二二号)の一部を次のように改正する。  
平成十七年三月七日  
佐賀県知事 古川 康

第三条第四号中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。  
附則  
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。  
●佐賀県告示第百一十二号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで佐賀県交通部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月七日  
佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の種類		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 北方朝日線	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三 四番五地先から 武雄市朝日町大字中野字沼口一一二 〇〇番一地先まで	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三 四番五地先から 武雄市朝日町大字中野字沼口一一二 〇〇番一地先まで	前	三三・五 八・三	一、〇〇七・二
久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町字赤江一一三三番五地先から 鳥栖市轟木町字二本黒木一〇五五番一地先まで	鳥栖市真木町字赤江一一三三番五地先から 鳥栖市轟木町字二本黒木一〇五五番一地先まで	前	四四・〇 一六・〇	二、二九〇・九

●佐賀県告示第百一十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月七日  
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第百十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年三月七日から平成十七年四月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北方朝日線	杵島郡北方町大字大崎字川越四九三四番五地 先から 武雄市朝日町大字中野字沼口一・二・三〇〇番一 地先まで	平成一七・三・七

○ 公 告

県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)城西地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月7日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)城西地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年3月8日から平成17年4月5日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

大良町長 百武 豊から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、大良町営土地改良事業(さか農業農村振興整備 圃場整備)中村地区の工事が平成16年3月19日完了した旨届出があった。  
平成17年3月7日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)